

事業【要領】	対象経費・採択基準	補助率	事業実施主体	重要な変更
1 山口市特産づくり推進事業 【山口市特産づくり推進事業実施要領】	1 産地拡大対策 新規生産者を含め、前年度から増加する作付面積に対応する、加工品開発、ブランド化を目的とする園芸作物の種苗代を対象とする。	1/2以内 (限度額50万円) ※ただし、広域にわたる産地拡大の場合は2/3以内とする。 ※ただし、前年度に当該事業を実施し、その増加面積の実績以上かつ1ha以上の産地拡大の場合は2/3以内とする。	農業協同組合 生産組織等の農業者団体	事業費の30%を超える増減
2 山口市朝一から朝市、人だかり推進事業 【山口市朝一から朝市、人だかり推進事業実施要領】	1 直売所施設の整備 直売所の新築、増改築および設備の設置 2 集荷体制の構築 小規模農林漁業者の出荷支援を目的とする集荷用車両の導入 ※集荷日やコースなど事前協議を要する。 3 特産品販売の推進 地元農林水産物の活用を目的とする加工設備の導入 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を目的とする直売所の施設整備や機械器具の導入	1/2以内 (限度額50万円) ※複数の対象経費を同時に実施する場合、合計補助額を限度額以内とする。 ※対象経費の1、2、4については、事業の実施期間内に同一の直売所に対する補助は1度限りとする。ただし、新たに精米機、または農林水産物の加工設備を設置する場合については、この限りではない。	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 出荷組合 法人 ※朝市や直売所を管理運営している、農林漁業者を中心に組織された団体であること。  生産組織等の農林漁業者団体 ※市内の朝市等の直売所に加工品または特産品を出荷、あるいは出荷予定の農林漁業者を中心に組織された団体で、対象経費の3に限る。	事業費の30%を超える増減
3 山口市野猪・猿被害対策事業 【山口市野猪・猿被害対策事業実施要領】	1 イノシシ、サル等による被害防止を目的とする防護柵等の設置に要する経費(経費には、資材ごとに必要な付帯設備を含めるが、事業実施主体が支払う日当などの人件費を除く) ※防護柵の種類は、トタン板、ネット、電気柵、フェンス等とする。 2 接近警報システムによる組織的なサルの追い払いの実施に要する経費(経費は、野猿捕獲、発信機装着、野猿群追い払い機材の整備等とし、事業実施主体が支払う日当などの人件費を除く) 3 音や光等の威嚇により鳥獣を追い払う設備に要する経費(経費は、設備本体以外の消耗品や燃料、または、これらに要する容器、ポンペ等を除く) 4 集落ぐるみでの鳥獣被害防止活動の推進のための研修会の開催等に要する経費 5 集落ぐるみでの鳥獣被害防止のための生息環境管理に要する経費 6 追い払いのための定期的な地域内巡回活動に要する経費	1/2以内 ※他の補助事業の交付対象となる事業または期間については、この事業の対象外とする。 ※事業主体が漁業協同組合の場合は、補助限度額を20万円とする。	農業協同組合 生産組織 集落組織 鳥獣被害防止組織 漁業協同組合(ただし、内水面漁業協同組合に限る。)	事業費の30%を超える増減
4 山口市スクミリンゴガイ防除対策事業 【山口市スクミリンゴガイ防除対策事業実施要領】	1 協議会の開催 2 実態調査の実施 3 防除の現地実証 4 総合的な防除対策の推進	1/2以内 (限度額100万円) ※防除対策については、山口県農作物病害虫・雑草防除指導基準に準ずる。	農業者団体等(協議会等)	事業費の30%を超える増減
5 山口市収益力向上対策ハウス支援事業 【山口市収益力向上対策ハウス支援事業実施要領】	1 ハウス支援費 青果市場や道の駅等への出荷を目的とした所得向上が見込める多様な作物(野菜・花き類・種苗類等)栽培用パイプハウス資材経費(付属する設備も含む)及び既設の栽培用パイプハウスの再利用に要する設備経費	1/2以内 (限度額500万円) ※他の補助事業の交付対象となる事業または期間については、この事業の対象外とする。	市内にある農業協同組合、市内に居住する又は所在のある認定農業者や認定就農者(認定新規就農者を含む)又は農地所有適格法人	事業費の30%を超える増減